

避難所でのペットの飼育ルールについて

避難所では、下記のルールを守り、飼い主が責任を持ってペットの飼育・管理を行ってください。

- 同行避難を受入れている対象動物は、犬・猫・小鳥などの小動物です。
大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類は、同行避難禁止ですので、受入れ可能な預け先を探してください。
- ペットのえさやり、飼育場所の清掃及び排泄物の処理などの飼育・管理は飼い主が全責任を持って行っていただきます。
行政職員や他の避難者がペットの世話をすることはありません。
また、ペットの飼育・管理に必要なゲージや当面のえさは、飼い主の方に持ち寄っていただくのが原則となっています。
- 避難所の居住スペース部分には、ペットを持ち込むことはできません。(補助犬は除く。)
動物が苦手な方や動物に対してアレルギーを持っている方がいる可能性があるため、避難所運営職員の指示に従い、決められた飼育場所のみでペットの飼育を行ってください。
- 散歩をする場合は、必ずリードをつなぎ、避難所外もしくは避難所内の指定された場所で行ってください。
- ペットによる苦情・危害防止に努めてください。
他の避難者とのトラブルが生じた時は、飼い主自身で対応していただきますので、十分な配慮をお願いします。

※飼主会について

ペット数が増え、避難所生活が長引く場合は、飼い主の方で協力してペットの飼育・管理を行っていただく場合があります。

飼育スペース・ペット共用トイレの掃除・消毒などの飼育・管理の役割分担や、飼育ルールの確認・情報共有など飼い主で共同で避難所のペットスペースを運営していただきます。

また、負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいることが想定されるため、飼い主の方達で助け合いながら管理するようにしてください。